

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第38回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成25年9月19日（木）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，田内正宏，二本松利忠，三井誠（委員長），山田庸男

（庶務）安村大阪高裁総務課長，植田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）北川大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第58回及び第59回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
- (3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について
- (4) 日程その他

5 議事

- (1) 第58回及び第59回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
 - 庶務から，第58回及び第59回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告があった。

なお，その際，委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 弁護士任官候補者について，指名適当及び指名不適当の審議をする際の考慮要素や具体的な基準を示してもらえれば，弁護士任官を推進しようという推薦母体における推薦候補者検討時の議論の参考になると思われる。

- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について

- 裁判官及び検察官が有している情報については，従前と同様に，一般的な情報収集として，任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所，検察庁等に対し情報収集の依頼をすることとされた。

弁護士等有している情報については，従前と同様に，任官候補者から提

出のあった担当事件リストの相手方代理人に、また、弁護活動をよく知る者からの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所、氏名等を記載した書面の提出を求めた上でそれらの者に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について

○ 従前と同様に、指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。

また、重点審議者に係る情報収集についても、従前と同様に、候補者名簿の提供による情報収集の方法によることとされた。

○ 従前と同様に、情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) 日程その他

○ 次回の地域委員会は、11月7日（木）午前10時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は10月25日（金）までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

(以上)